

## 第0章

# 気象予報士試験の概要

## 1 気象予報士とは

気象予報士制度は、1994年の気象業務法改正を機に導入されました。これによれば、気象情報を発信するにあたり、「現象の予想については気象予報士に行わせなければならない」とされています。これは、気象庁が日々予報を発信している中で、世の中にでたらめな予報が出回ることにより、国民の生命及び財産に影響を及ぼすリスクを防ぐ目的でもあります。気象予報士は、それに足る十分な知識やスキルを有していなければなりません。異常気象が頻発している昨今、気象予報士に求められる役割や期待は日々大きくなっているといえるでしょう。

気象予報士となるためには、次項の気象予報士試験に合格した後、気象庁長官による登録手続きを行う必要があります。

## 2 気象予報士試験の概要

### (1) 試験の目的

気象予報士として以下を認定することが目的とされています。

- ① 今後の技術革新に対処しうるよう必要な気象学の基礎的知識
- ② 各種データを適切に処理し、科学的な予測を行う知識および能力
- ③ 予測情報を提供するに不可欠な防災上の配慮を適確に行うための知識および能力

### (2) 試験の概要

#### ア 試験日程

毎年2回（1月下旬・8月下旬）

#### イ 受験資格

年齢や学歴など、受験資格の制限はありません。

※ ただし、気象業務法による処分を受けた場合を除きます。

## ウ 出題内容

### ① 予報業務に関する一般知識

マークシート式／15問／60分

- ・大気の構造
- ・大気の熱力学
- ・降水過程
- ・大気における放射
- ・大気の力学
- ・気象現象
- ・気候の変動
- ・気象業務法その他の気象業務に関する法規

### ② 予報業務に関する専門知識

マークシート式／15問／60分

- ・観測の成果の利用
- ・数値予報
- ・短期予報・中期予報
- ・長期予報
- ・局地予報
- ・短時間予報
- ・気象災害
- ・予想の精度の評価
- ・気象の予想の応用

### ③ 実技試験

記述式 実技試験1（75分）／実技試験2（75分）

- ・気象概況及びその変動の把握
- ・局地的な気象の予報
- ・台風等緊急時における対応

## 工 合格基準

学科試験（予報業務に関する一般知識）：15問中正解が**11問以上**

学科試験（予報業務に関する専門知識）：15問中正解が**11問以上**

実技試験：総得点が満点の**70%以上**

※ ただし、難易度により調整される場合があり、直近の合格基準は下記の通りとなっています。

通算回	一般知識	専門知識	実技試験
第 50 回（平成 30 年度①）	11 以上	10 以上	67%以上
第 51 回（平成 30 年度②）	11 以上	10 以上	66%以上
第 52 回（令和元年度①）	11 以上	11 以上	68%以上
第 53 回（令和元年度②）	10 以上	10 以上	63%以上
第 54 回（令和 2 年度①）	11 以上	11 以上	70%以上
第 55 回（令和 2 年度②）	10 以上	9 以上	63%以上
第 56 回（令和 3 年度①）	11 以上	11 以上	65%以上
第 57 回（令和 3 年度②）	10 以上	11 以上	62%以上
第 58 回（令和 4 年度①）	11 以上	11 以上	68%以上
第 59 回（令和 4 年度②）	11 以上	10 以上	65%以上
第 60 回（令和 5 年度①）	11 以上	10 以上	66%以上
第 61 回（令和 5 年度②）	11 以上	11 以上	69%以上
第 62 回（令和 6 年度①）	10 以上	10 以上	66%以上
第 63 回（令和 6 年度②）	10 以上	10 以上	60%以上
第 64 回（令和 7 年度①）	11 以上	10 以上	63%以上

## オ 受験者数と合格率の推移

### ① 受験者数

気象予報士試験の受験者数はやや減少傾向にあります。最も多かったのが平成 18 年度第 1 回の 5,074 名で、その後は緩やかに減少しており、平成 29 年～令和 2 年頃までは 3,000 名を下回っていましたが、令和 3 年以降 V 字回復し、第 58 回～第 60 回、第 62 回～第 64 回は 4,000 名を超えてきています。

## ② 合格率

気象予報士試験の合格率は、直近では概ね 4 %～6 %前後で推移しています。



## ③ 試験科目の一部免除

学科試験の全部または一部に合格された方については、申請により、合格発表日から 1 年以内に行われる試験において、合格した科目の試験が免除となります。

また、気象業務に関する業務経歴または資格を有する方については、申請により、学科試験の全部または一部が免除となります（詳細は試験案内を参照）。